

# 新しい機能性

～「機能性表示食品」の届出情報を探る～

# 食品表示

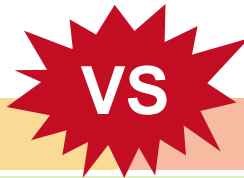


最近、**機能性表示食品**という言葉を目にする機会が増えました。

機能性表示食品は平成 27 年 4 月から始まった新しい制度で、特保（特定保健用食品）と同じように食品に機能性を表示することが認められた特別な食品です。“特別な食品”とあるように、いわゆる健康食品を含む一般の食品は機能性を表示することが法律（医薬品医療機器等法）で禁止されています。健康食品のCMを注意深く見てみると、絶対に“何々

に効く”とは言っていないことが分かるはずです。このため、どのような効果が期待できるのかあいまいで、しかもその効果に科学的根拠があるかどうか不明な健康食品が数多く氾濫することになりました。そこで安全性や機能性に関する科学的根拠が確かなものについては機能性表示を認めることになり、特保や機能性表示食品が生まれました。

特保と機能性表示食品はよく似た制度ですが次のような点が異なります。



## 特定保健用食品（特保）

## 機能性表示食品

健康の維持・増進に係る機能性について表示ができる

安全性や機能性について消費者庁の審査を経て、消費者庁長官から**許可**を受ける（国が審査を行う）

最終製品を用いた**ヒト試験**で安全性と機能性を評価する必要がある

平成 28 年 1 月末で 1209 件の許可  
加工食品だけでなく生鮮食品も対象  
ただし、生鮮食品で許可を受けたものはない

疾病リスク低減表示が可能

認証マーク有



販売の 60 日前までに安全性と機能性の科学的根拠に関する情報について消費者庁へ**届出**を行う（国は審査を行わない）

安全性は食経験や既存情報で評価して良い  
機能性は研究レビューで評価して良い

平成 28 年 1 月末で 203 件の届出（うち 2 件撤回）  
加工食品だけでなく生鮮食品も対象  
生鮮食品としてみかんや大豆もやしの届出がある

疾病リスク低減表示はできない

マークなし



このように機能性表示食品は、**事業者の責任**で機能性表示を行う制度です。

機能性表示食品を販売しようとする事業者が消費者庁に届出した情報は、順次届出番号を付与して消費者庁のウェブサイトで公開されます。  
([http://www.caa.go.jp/foods/todoke\\_1-25.html](http://www.caa.go.jp/foods/todoke_1-25.html))

消費者や専門家は機能性表示食品のパッケージに記載されている届出番号をもとに該当する情報

の内容を確認して、その商品の安全性や機能性に十分な根拠があるかどうかを判断します。

機能性表示食品は、安全性や機能性の根拠について国が審査を行う特保とは異なり、消費者や専門家の目を通してその信頼性を監視して行く制度です。

それでは次頁では**一般消費者向けの届出情報**の読み方について解説したいと思います。